

# 出願中の特許はノーハウの頭金として 損金に計上出来ます

ノーハウの頭金等；

出願中特許のノーハウを A 社が B 社から供与され、ノーハウの頭金(Y 円)として Y 円を A 社が B 社に支払った時、A 社はノーハウの頭金を繰延資産に計上し5年で均等償却できる。

令第十四条第一項第六号ハ《役務の提供を受けるための権利金等》に掲げる費用	ノーハウの頭金等 (8-1-6)	5年(設定契約の有効期間が5年未満である場合において、契約の更新に際して再び一時金又は頭金の支払を要することが明らかであるときは、その有効期間の年数)
--------------------------------------	---------------------	---

個別には所管税務署で確認のこと。

東京国税局の見解；TEL:0463-22-1400——>ダイヤル(1)——>ダイヤル(4))

大阪国税局の見解も東京国税局と同様；

；Tel; 06-6942-1101——>ダイヤル(1)——>ダイヤル(3)

(SGK 注)

例えば5億円の節税をしたいとき、A 社が B 社にノーハウの頭金として25億円を払ったとして、25億円を繰延資産に計上し5年で均等償却できる。  
その結果初年度で5億円を償却できる。

要はその技術ノーハウに25億円の価値があるというエビデンスを税務署に提示すれば良い。

(注1) 令第14条第1項第6号ハ

ノーハウの頭金等；

法人税法・基本通達；8-1-6

8-1-6 ノーハウの設定契約に際して支出する一時金又は頭金の費用は、令第14条第1項第6号ハ《役務の提供を受けるための権利金等》に規定する繰延資産に該当する。ただし、ノーハウの設定契約において、頭金の全部又は一部を使用料に充当する旨の定めがある場合又は頭金の支払いにより一定期間は使用料を支払わない旨の定めがある場合には、当該頭金の額のうちその使用料に充当される部分の金額又はその支払わないこととなる使用料の額に相当する部分の金額は、これを繰延資産としないで前払費用として処理することが

## 出願中の特許はノーハウの頭金として 損金に計上出来ます

できる。(昭 48 年直法 2-8「19」、昭 55 年直法 2-8「二十八」、平 19 年課法 2-3「十八」、  
平 19 年課法 2-17「十六」により改正)

(注) 前払費用として処理した頭金の額についてその使用  
料に充当すべき期間又は使用料を支払わない期間を経  
過してなお残額があるときは、その残額は当該期間を経  
過した日の属する事業年度の損金の額に算入すること  
ができる。

8-1-7 削除(昭 55 年直法 2-8「二十八」により追加、平 12 年課法 2-19「十一」により削  
除)

エス・ジー・ケイ(有)

代表取締役 鈴木 建一

E-MAIL [ks@et-dot.com](mailto:ks@et-dot.com)

〒259-1106

神奈川県伊勢原市善波1219-1

携帯;090-3953-2923